

令和 2 年度

事業継続計画（BCP）策定研修事業
実施要領

厚生労働省医政局

1. 目的

東日本大震災や平成 28 年熊本地震を経て、医療機関においても事業継続計画（以下、「BCP」という。）の重要性が認識されており、その一環として、平成 29 年 3 月に改正した災害拠点病院の指定要件に、「BCPの整備」と「BCPに基づいた研修及び訓練の実施」が新たに追加された。しかし、多くの病院が、「BCPの整備のために必要なスキルやノウハウがない」「BCPの内容に関する情報が不足している」などの理由から、整備が進まない状況にある。

このことから、本事業では、災害時の診療拠点となる災害拠点病院等を中心に、事業継続計画策定に必要なスキルやノウハウ等を病院担当者等に習得させ、災害に強い医療提供体制の構築を図るものである。

2. 研修目標

- ・BCP策定のための組織（チーム）づくりがわかる。
- ・BCP策定とBCP文書作成の基本的な手順（リスクの分析、業務内容の優先度付けを中心とした内容）がわかる。
- ・策定されたBCPの実効性向上のための取り組み方法（訓練等によるBCPの検証・改善、事業継続マネジメント）がわかる。

3. 受講対象者

病院に勤務し、BCP策定等に従事する者を対象とする。なお、必ずしも病院職員のみではなく、開設者（本社・本部等）に所属する職員の受講も可とする。

4. 受講者の決定

受講者の決定は、厚生労働省において行うこととする。（年間 400 人程度）

5. 研修事業実施者

厚生労働省の委託により S O M P O リスクマネジメント株式会社が行う。

6. 受講定員、研修日時、場所

各回研修あたり 60～70 名程度とする。（計 6 回 400 名程度）

※各回研修の参加人数は会場収容人数のおよそ半数となるよう調整する。

<東日本地区>

【東京会場】 損害保険ジャパン株式会社 日本橋ビル会議室（東京都内）

第1回：令和3年1月24日（日）午前8時30分～午後17時00分

第2回：令和3年2月6日（土）午前8時30分～午後17時00分

第3回：令和3年2月7日（日）午前8時30分～午後17時00分

<西日本地区>

【大阪会場】 損害保険ジャパン株式会社 大阪ビル会議室（大阪市内）

第1回：令和3年1月22日（金）午前8時30分～午後17時00分

第2回：令和3年2月19日（金）午前8時30分～午後17時00分

第3回：令和3年2月20日（土）午前8時30分～午後17時00分

7. 研修内容

別紙1研修プログラムを標準とする。

8. 感染症対策について

- ・受講者が医療関係者であることから、少しでも体調不調がある場合は、当日までに連絡のうえ急遽欠席しても差し支えないこと。
- ・研修開始前に検温の実施により発熱の有無を確認し、発熱を有する受講者（37.5℃以上）については、研修の受講を制限する場合があること。
- ・受講者は、手指の消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保等に努めること。
- ・研修の前後、休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクが高まる可能性があることを踏まえ、受講者はこのような交流等を極力控えること。
- ・受講者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するため、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAをインストールしたスマートフォン等を持参すること。
- ・研修の運営は、「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡」、研修実施時点での厚生労働省からの要請等に応じて必要な装置を講じて行うこととする。

9. その他

- ・受講申込書に記載の内容については、厚生労働省より、委託先であるSOMPOリスクマネジメント株式会社へ提供される。
- ・旅費、滞在費及び宿泊費については、受講者側の負担とし、受講するために必要な筆記用具等は受講者が持参するものとする。
- ・受講決定者には、決定後、SOMPOリスクマネジメント株式会社より所

属病院の研修事務担当者に研修会場の案内図ならびに当日持参いただきたい資料等に関する連絡事項が送付される。

- ・新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、研修プログラムの変更や研修が中止されることがある。その際は、研修実施事業者であるSOMPORリスクマネジメント株式会社より連絡がある。